

【新旧対照表】建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書（R 6.12.1 改正）

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>特記仕様書</p> <p style="text-align: right;"><u>令和6年12月1日</u></p> <p style="text-align: center;">建設物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書</p> <p>本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、厚木市が発注する工事に適用する。</p> <p>I. 総則（略）</p> <p>II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項（略）</p> <p>1 ～ 2（略）</p> <p>3 施工の完了後に行う事項</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）<u>（令和4年6月17日改正）</u>（建設リサイクル法） ○ 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成13年1月17日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号） ○ 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成14年5月28日 神奈川県告示第366号） ○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）<u>（令和5年4月1日改正）</u>（ラージリサイクル法） ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）<u>（令和4年6月17日改正）</u>（廃棄物処理法） ○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）<u>（令和3年9月1日改正）</u>（グリーン購入法） ○ 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正） <p>III. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。</p> <p>(1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ http://www.recycle.jacic.or.jp/ から建設副産物情報交換システムにログインする。 システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。</p> <p>(2) ～ (6) 略</p> | <p>特記仕様書</p> <p style="text-align: right;"><u>令和5年6月1日</u></p> <p style="text-align: center;">建設物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書</p> <p>本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、厚木市が発注する工事に適用する。</p> <p>I. 総則（略）</p> <p>II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項</p> <p>1 ～ 2（略）</p> <p>3 施工の完了後に行う事項</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）<u>（平成26年6月4日改正）</u>（建設リサイクル法） ○ 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成13年1月17日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号） ○ 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成14年5月28日 神奈川県告示第366号） ○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）<u>（平成26年6月13日改正）</u>（ラージリサイクル法） ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）<u>（令和元年6月14日改正）</u>（廃棄物処理法） ○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）<u>（平成27年9月11日改正）</u>（グリーン購入法） ○ 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正） <p>III. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項</p> <p>1 （略）</p> <p>2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。</p> <p>(1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ http://www.recycle.jacic.or.jp/ から建設副産物情報交換システム <u>（COBRIS）</u> にログインする。 システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。</p> <p>(2) ～ (6) 略</p> |

3 データ入力上の留意点

(1) ～ (2) 略

(3) 建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を「6 スtockヤード（工事予定地含む）（再利用の目的がある）（国登録Stockヤード）」または「7 スtockヤード（工事予定地含む）（再利用の目的がある）（国登録Stockヤード以外）」と選択する。

3 データ入力上の留意点

(1) ～ (2) 略

(3) 建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

イ 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

ウ 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの）」欄に入力することとし、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

エ 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類のコード」を「5 中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」と選択する。

オ 再利用が決まっている建設発生土を仮置き場に搬出する際は、「搬出先の種類のコード」を「5 工事予定地・仮置場・Stockヤード（再利用の目的がある決定）」と選択する。